

港湾計画改訂業務の標準工程

項目	業務内容	所要期間(ヵ月)		検討スケジュール
		Min	Max	
全体工程		30	63	所要期間:約30~63ヵ月
1.事前準備	港湾計画改訂に向けた予算要求、データ収集(関連資料、アンケート、企業ヒアリング等)	9	18	所要期間:約9~18ヵ月
懇談会/将来計画策定WG/勉強会等	長期構想・港湾計画の前段で関係者と懇談会・勉強会等を実施	3	9	勉強会等
2.長期構想検討	目指していくべき将来像を示した「長期構想」を策定(※1)	6	30	所要期間:約6~30ヵ月
2-1 局内検討、資料・冊子作成	港湾利用者、市民、行政機関、学識者など様々な港湾関係者の意見・要請をもとに、概ね20~30年先の長期的視野に立った総合的な港湾空間の形成とそのあり方を構想・ビジョンとしてとりまとめる。港湾計画の改訂に先立ち、港湾管理者において策定	2	27	局内検討、資料作成
2-2 長期構想検討委員会	<長期構想検討委員会の開催イメージ> ・長期構想検討委員会立上げ準備	6	26	長期構想検討委員会 策定 ☆
【参考】地方港湾審議会(※2)	第1回:現行構想の総括・策定背景(現状・課題)、長期構想骨子 第2回:具体施策検討、長期構想素案	3	3	【参考】地方港湾審議会
【参考】議会報告等(※2)(※4)	第3回:港湾計画の方針、拠点配置、長期構想原案、パブコム ※必要に応じた回数を開催	1	8	【参考】議会報告等
【参考】港湾計画素案の検討(※2)	港湾計画の目標年次である概ね10~15年間に取り組むべき内容や方針について検討を行う研究会(検討会)を開催し、委員の意見を取りまとめた上で港湾計画素案を作成する	18	18	【参考】港湾計画素案の検討
3.港湾計画改訂作業	改訂に向けた具体的な検討を実施	13	48	所要期間:約13~48ヵ月
3-1 港湾計画の方針の検討	(港湾管理者)局内調整し、10~15年先を目標とする港湾計画の方針等の検討を行う	6	18	港湾計画の方針の検討
3-2 整備局等との調整・協議	整備局等への変更内容説明、QA作成など	2	16	整備局等との調整・協議、本省提出の準備(QA等)
3-3 将来貨物量推計	将来の取扱貨物量の推計、事業者ヒアリングを実施(※1)	10	24	将来貨物量推計
3-4 埠頭計画・施設計画検討	貨物量推計に基づく埠頭計画等の整理、利用状況の把握、施設計画毎の規模及び配置の検討を行う(小型船だまり、マリーナ計画検討等も含む)(※1)	10	20	埠頭計画・施設計画検討
3-5 土地利用計画検討	施設計画及び需要に基づき、土地利用区分(変更)を検討(※1)	10	20	土地利用計画検討
3-6 臨港交通施設計画検討	将来交通量推計を行い、臨港交通施設施設の規模及び配置を検討(※1)	2	12	臨港交通施設計画検討
3-7 波浪推算、静穏度検討	波浪推算、港内静穏度調査の実施(※1)	6	14	波浪推算・静穏度検討
3-8 環境影響予測(現況調査・環境影響予測)	騒音・振動、大気質、潮流・水質等の現況調査、影響予測、計画の評価を行う(※1) (現況調査[Min5ヵ月,Max30ヵ月]、環境影響予測[Min4ヵ月,Max20ヵ月])	11	34	現況調査 環境影響予測
3-9 環境部局との協議	(港湾管理者)環境部局等に港湾計画変更内容・環境影響評価の説明、協議を行う	1	1	環境部局との協議
3-10 航行安全検討	航路の安全性について調査を実施(※1) 海上保安部に航行安全検討の説明、海難防止研究会の開催	5	24	航行安全検討
3-11 その他の検討(※2)	廃棄物処理計画検討、臨港地区の変更検討、開発効果・資金計画に関する検討等(※1)	6	14	廃棄物処理計画検討等
3-12 港湾計画図書作成	港湾計画書、港湾計画資料(その1、その2)(※1)	4	4	港湾計画図書作成
【参考】議会調整(※2)(※4)	議員、議会への説明	2	30	【参考】議会調整
【参考】審査プロセス(※3)	港湾法第3条の3第5項に基づき、港湾計画についての審議を行うため、交通政策審議会を開催	(港湾分科会から逆算した目安の日数)		所要期間:約5ヵ月
本省 キックオフ	港湾管理者又は整備局が本省計画班担当者に説明	150日前		キックオフ
本省 資料持込	港湾管理者又は整備局が本省港湾計画審査官に説明	120日前		持込
本省 局内調整、関係者協議	本省計画班が港湾局内に説明、オーソライズ覚書に基づき環境省及び省内関係部局(都市局、水管理・保全局・道路局)と協議	110~40日前		局内調整、関係者協議
地方港湾審議会	地方港湾審議会(港湾法3条の3第3港)の開催、QA作成 港湾審委員及び議員、関係事業者への事前説明	30日前		地方港湾審議会
港湾分科会	国交省が、港湾法3条の3第5項に基づき開催 QA・当日資料の作成	当日		分科会 ☆
3-13 公示	港湾計画の概要の公示			公示 ●

本標準工程案は、構成員からの情報をもとに港湾計画改訂業務を行うにあたっての標準的な工程をとりまとめたものであり、各港湾の検討状況によっては、この工程に限るものではない。

(※1)外部発注する場合がある。

(※2)必要に応じて行う。

(※3)港湾計画変更(改訂・一変)審査の年間標準スケジュールに基づく。

(※4)地方自治法第89条の普通地方公共団体の議会等をさす。